

参議院商工委員会會議録第十一号

昭和三十六年三月二十九日(水曜日)

午後一時三十四分開会

出席者は左の通り。

委員長 劍木 亨弘君
理事 川上 為治君
古池 信三君
牛田 寛君

委員

赤間 文三君
大川 光三君
齋藤 昇君
山本 利壽君
阿部 竹松君
阿具根 登君
岡 三郎君
近藤 信一君
榊 繁夫君
中田 吉雄君
向井 長年君
加藤 正人君

國務大臣

通商産業大臣 椎名悦三郎君

政府委員

通商産業省 重工業局長 佐橋 滋君
中小企業庁長官 小山 雄二君

事務局側

常任委員 小田橋貞壽君
専門員 橋口 収君

説明員

大蔵省銀行局 特別金融課長 橋口 収君
大蔵省銀行局 中小金融課長 御代田市郎君

本日の會議に付した案件

○連合審査會開會に関する件

○中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○中小企業信用保險公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○中小企業信用保險法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(劍木亨弘君) これより商工委員會を開會いたします。

本日は、運輸委員會との連合審査會の議決を行ないました後、中小企業関係四法案の審議を行ない、次いで、機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案の質疑を行なうことといたします。

最初に、連合審査會に関する件についてお諮りいたします。

目下、運輸委員會において審査中の国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案は、本委員會の審議事項と密接な関係のある事項を含んでおりますので、この際、同委員會に對し、連合審査會の開會を申し入れることといたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(劍木亨弘君) 御異議ないと認めます。よって、さように決定いたしました。

なお、連合審査會の議事日程は、運輸委員長と協議の上決定することと相なりますので、あらかじめ委員長に御一任願いたいと存じます。

○委員長(劍木亨弘君) 次に、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案、中小企業信用保險公庫法の一部を改正する法律案、中小企業信用保險法の一部を改正する法律案、中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案、以上中小企業関係四法案を、便宜一括議題として質疑を行ないます。

御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○中田吉雄君 昨日、私並びに同僚議員の近藤議員から質問をいたしました。その多くは重複するかと思ひますが、本日は、特に椎名大臣がおいでになりましたので、補足的な質問を若干いたしたいと思ひます。主として中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案を中心としてお尋ねいたしたいと思ふのです。

昨日もお尋ねしたのですが、この中小企業関係の三つの機関に對しまする財政投融資のワケが、はなはだ少ないじやないかという問題であります。八百四十億にふえて、去年よりか二百五億ふえたわけですが、総ワケは昨年の五千九百四十一億門から七千三百九十二億にふえているわけでありま

す。中小企業の事業総数、従業員数、総生産に對する比率等からいまして、七千二百九十二億に對する八百四十億の割合は、たつた一割一分であります。一割であります。これは、はなはだしく少なきに過ぎるではないか、こういう点であります。

○國務大臣(椎名悦三郎君) 御指摘の通り、中小企業のおが国の經濟界における生産額、あるいは企業数、雇用力、いろいろの点について占める地位に比較して少ないという御指摘は、私は同感でございます。

特に所得増進計画の實行にあたつて、中小企業の大企業に對する所得格差の問題を是正しようという新しい問題が加わつておる関係もございまして、この際中小企業の體質改善、近代化といふことに一その努力をしなければならぬという関係もございまして、その面から申しまして、資力、信用の乏しい中小企業に對する財政投融資のワケといたしましては、まだまだ足りない。今後大蔵省とも十分に折衝いたしまして、この資金ワケというものを拡大して参りたいと存じております。

○中田吉雄君 ただいま椎名大臣が申されましたように、池田内閣の一番大きな政策のバックボーンは、國民所得増進計画であります。そうしてその中に、この百九十五ページの、昨日も中どのほど申し上げましたが、十カ年間に産業構造は飛躍的に高度化する、しかし國民經濟に對する中小企業の總

体的な地位といふものはいささかも変わらぬ。それから中小企業のおる製品の見返り輸出も、十カ年間に九十三億ドルに伸ばすが、その役割も、今も依然と変わりが無い。國民所得増進計画でも、中小企業のお持つ意義を非常に高く買つて、そしてたゞいま申されましたように、格差を解消するために、中小企業のおるべき國民所得増進計画の位置づけと政策を決定して、いろいろ金融対策について述べて、そして、そこで、特に私は申し上げたいのは、中小企業向け財政投融資の比重は、少なくとも現在の倍にせなければならぬといふことを規定して、それが中小企業政策の中心政策なんです。従来の倍にする、いろいろな金融対策もあつますが、一番市中銀行に對しては期待をかけておるわけで、そういう点から言いますと、すでに將來の決意はともかく、國民所得増進計画の初年度の實際的な財政的の裏づけがない、重大なこれは公約違反じやないか。

これは一体、椎名大臣の政治力の問題か、通産省全体の中小企業に對する力の入れ方の問題か、非常に私は、國民所得増進計画で政府が決定した政策を、従来の倍にふやす必要があるといふことを、はっきり規定して、いながら、その答申を受けておりながらやらないので、これは、將來の決意を述べられることもけうこうですが、すでにもう、重大な公約違反をして、おる、政策の實際的の、資金的な裏づけがないといふ点を、どういふふうに通

産大臣はお考えですか。まあ、あれは困民をごまかすための方便だというようになことでは、これは少なくとも許されぬと思うのですが、いかがですか。

○国務大臣(権名悦三郎君) まあ通産省の力が足りなくて、どうも残念な結果になっているというところに尽きるわけでございます。決して、これで満足と考えておるわけではございません。該当のワケは、こうなりましてけれど、中小企業に対する金融のルートは、このみではもちろんないのでございまして、その他のルートによつて中小企業の全体の資金額というものがまかなわれておる関係もございまして、今後、一応三十六年度のこのワケはきまりましてけれども、その他の方面において努力して、幾分でもその資金量をふやすというところに努力したいというふうに考えます。

○中田吉雄君 大臣が申されましたように、中小企業を振興するために、金融政策を総合的に立てているわけでありまして、そして少なくとも財政投融資を倍にするというのが、金融政策の全体の一環なんです。市中銀行に対しては、設備資金においては、今二三%であるのを四〇%運搬資金は四七%であるのを五五%にまで中小企業向け金融をふやしていくし、同時にというものは、一、その大きな柱の一つなんです、これは柱の一つなんです。一、だから、それを倍にしなければいかぬというところを、ほかの面で補完したことはちつともないわけでは、特に私がここで申し上げたいのは、私の党で政治資金の規制法に基づく献金とこの財政投融資、租税特別措置の恩恵を受けておるとが、完全にリンクしておるわけ

けなんです。政治資金規制法で、選挙がありましてあとで各社の四党に対する政治献金を自治省から出してもらいました、それを見ますと、一千数百億に及ぶところの租税特別措置の恩恵を受けている大会社、長期信用銀行、開業銀行、輸銀というふうに、財政投融資と租税特別措置、そういう恩恵を受けたところが、みんな献金をして、ほとんどもう一つの例外もないほどです。そういう政府の手厚い保護を受けるくらいだから、政治献金する能力はないはずなんです、そういうことが、私は非常に大きな力にならぬではないかと、これは大臣がなかなか努力されても、実際、そういうふうな中小企業の方の財政投融資をふやしても、なかなか政治献金にはね返ってこぬと、これはもう完全に一致しておるのです、自治省から出ておる各社の政治献金と規制法によるものと。租税特別措置でありまして、千数百億……、それと長期信用銀行、開業、輸銀というふうな一社で数十億の融資を受けておるようなところが、みんな大口の献金をしておる。私は、ここに通産省が非常に努力されても、そういう中小企業向けの財政投融資を努力しても、なかなかね返ってこぬです。こういうことは申し上げにくいのですが、もう完全に租税特別措置の恩恵と、長期信用銀行、開業、輸銀等大口の融資を受けたところは、みんな大口の政治献金をして、私は、私はいくことが、通産省、中小企業庁の努力にもかかわらず、大きなプレッシャーになってこぬ一つの原因ではないかと思つて、私も選対委員会の方でその問題をやりまし

て、奇妙にリンクしていますので、一つそういうことも考慮に入れられながら、所得倍増計画に、少なくとも倍に、千三百億くらいには、ことしふやすべきだということを言つておるので、一つせびともこの問題について、どうしてこれがふえなかつたかという背景について、十分な考量をして、一つ今後は、こういう結果にならぬようにお願いをいたしておきます。次に、私は昨日も申し上げたのですが、まあ財政投融資を非常にふやしていただくことは必要ですが、きょうの大蔵省の発表でも、郵便貯金の利子を下げるために、もう非常に、郵便貯金の伸びが顕著に鈍化しておる。ですから、財政投融資の原資を再検討せねばならぬ重大な段階になった、こういうことを言つて、なかなかまあ、今後の情勢は、大臣を初め関係者の努力にもかかわらず、まあいろいろ困難な情勢もあるわけですが、そこで、私は昨日も申し上げたんですが、今度、農業に対してしまして農業近代化助成資金の設置に関する法律案、農業近代化資金助成法案、この二つの法律が通つて、そして、これまでも農協で、零細農家でどうして貸付の対象にならぬので、信連、中金、そして系統外に出た資金を、年間三百億です、昭和三十六年三百億、これを農家貸し付けのために三十億の基金を作りまして、政府の方で三十億の運用資金でもつて、県の利子を助成したやつを半分を国が見るといふので、まあ昭和三十六年三百億、私たちが聞くのでは、来年度等は五百億です。しかも、これは長期低利の安定した農業の近代化資金ということになつて、この構想が出ましたのは、

私の聞きます限りでは、所得倍増計画で行政投資を十年間に十六兆円やする。それに対して農業投資がはなはだ少ないというところを補完するために、そういう構想ができて、少なくとも、十年間には数千億の、しかも、これは長期低利の安定した資金で、まあ中小企業金融公庫に当たるものを農林漁業金融公庫がやっておりますが、それがあつてもなかなかあつたらず、もう一本ほとんどそれと同額の金が、昭和三十六年から出るの、私は、郵便貯金の伸びの鈍化、原資の再検討、その他の状況から、まあ財政投融資をふやしていただくこともさることながら、これは一つ農業、中小企業もまあ同じような条件だと思つて、ぜひ何とか、そういう構想を、農業に今度やられたような構想を、中小企業部門に導入することを検討していただければぬものだろうか、その点であります。

○国務大臣(権名悦三郎君) いろいろの方法を考へることにつきましては、もちろん私も賛成でございますが、この農業近代化資金の原資は、たしか農協系統資金の金が、十分に同じ同系統の方に使われなくて、そして数千億の方面に、ほかの方面に投資されていく。その原資をつかまえて、これを還元融資するという構想であるように思われる。

そういういたしますという、こういういたような原資の關係は、中小企業には遺憾ながら財源がございせんので、直ちにこういふようなことを、同じような方法でやるといふことは、少し困難かと存じます。まあいずれにいたしましても、農業近代化において必要であると同時に、中小企業の近代化においても、もうすでに必要が叫ばれ、十分にそれが満たされないと現状におきましては、あらゆることを考えなければならぬわけでございます。それから、この方法のみならず、何か一つ新しい方法があれば、ぜひ一つ、これを見つけて実現に努力したいと思つておる。

○中田吉雄君 大臣の言われましたように、農協が農民の金を預かつておるが、なかなか信用力等が乏しいので、それが信連に集まり、中金を通じて二千億以上の、もつと出て大会社等に出しておるわけなんです。

それをやるので、しかし、その農業と中小企業部面では違ひますが、中小企業金融公庫に当たる農林漁業金融公庫があるわけなんです。これは同じです。農林中金が商工中金に当たるものです。同じものがあるのに、もう一本、しかも、長期低利の安定した資金を供給する、こういうことで、なるほど事情は違ひますが、特に、昨日も小山長官にも御質問申し上げたんですが、証券投資の大衆化、生命保険の異常な伸びというふうな面で、一月の事情をもつて、これを基調と見ることはできぬ。二月は非常に回復したし、預金、貸し出し等も回復したし、預金とで、特に私は、大企業と比べまして、大企業は組織化されました資本市場から社債を発行して、長期の安定資金を有利に自由に調達できるわけなんです、ところが、中小企業は、その持つ限られた地域性とか、あるいは株を公開しないというふうな事情のために、証券市場から安定資金を得ることができないので、まあ少し変わります。

互銀行、信用金庫につきましては、資金量の過小と申しますか、経営の効率から見まして、コストがなかなか割高につきます関係もございまして、一般的に高金利であるという御非難をいただいておりました。私どももいたしましたが、でも、できるだけこれをコストが高しいとは申しながら節約をし、またこの経営の効率を改善いたしますことによりまして、累年貸し出しの金利を引き下げる努力を続けて参つておるのであります。

しかしながら最近のような中小企業の実情に照しまして、まだまだ不十分でございます。私どももいたしまして、この点につきましては、少なくとも表面的には、ここ五、六年間、毎年貸出金利は両金融機関とも低下の実績を示してきているのであります。が、い、ろんな問題がたんさんございまして、とうていこれでは不十分であるということも痛感いたしております。従いまして、相互銀行、信用金庫につきましては、貸出金利の低下といえますが、中小企業者に対する融資の改善と申しますか、そういうものにつきまして、今後とも一そう真剣にその改善方に努力を傾けていきたいと存じております。

日銀との取引の問題につきましては、ただいま正確な数字を持っておりませんので、はっきりした御答弁を申し上げることができないのは、はなはだ残念でございますが、相互銀行につきましては、取引は別に資金量で取引をしておりますというわけではございませんけれども、内容等にも、もちろん問題はない、健全な経営をしているというような観点から、日銀との取引は行なわれ

るわけでありまして、資金量と直接の関係は別にございせんけれども、取引の目安としておりますのは、資金量、大抵百億ぐらいから上のものが日本銀行と取引をいたしております。そのうちまた十数行につきましては、これもまた資金量だけで、そういうものをきめているわけではもちろんございせん。いろいろな事情を勘案してきめられていまして、十数行につきましましては、蔵入代理店として同庫の蔵入を扱わしてもらっておるのもございます。それは相互銀行だけでございす。

信用金庫につきましては数は非常に多うございすけれども、一つの金庫だけが日本銀行と取引を認められておるといふ状況でございす。今のところ相互銀行に比べますと、相当に取引は何と申しますか、相互銀行のところまではまだ行っておらないような実情でございす。大体そのような……

○中田吉雄君 まあ中小企業の金融を、補完するには、あらゆる総合的な手を打たなければいかんと思うのですが、中小企業金融機関と日銀と取引をして、そして日銀の貸し出しを積極的に行う、これはまあ大蔵省で十分監督されておるのですし、そう信用金庫、相互銀行等も、不良貸付等も少なく、大抵、基礎は固まっていると思われ、で、相当安全だと思つてゐるし、幾らぐらひになりますか、私にはまだはっきりした数字は掴めませんが、日銀は、おそらく銀行に対して六、七千億を貸し出してゐると思うのですが、これはもう非常に大銀行は、この恩典に浴して、ことに年末金融、年末の金融の繁忙する際には非常に恩典があると

思うのですが、私は、中小企業金融対策の一環として、全国で七十幾らある中で、相互銀行で百億以上で、今申された資金量を持つものに十数行、信用金庫に対しては蔵入代理店の何でたつた一行——信用金庫の数は四百五十以上もあるでしょうが、——これは、私は日銀の金融政策を——そう効果的にするために、たださき高い中小企業向けのこの両方の金利の高いのを、少しでも引き下げるために、日銀の、中小企業向けを主として貸し出す。信用金庫と相互銀行に対して貸し出しを、貸付をもつと積極的にやうていただくことが重要じゃないかと思うのですが、いかがでございすか。

これはまあ固いので、日銀として危うく出せないというのですか。大銀行偏重の従来の結果でしょうか。どうなんでしょう。

○説明員(御代田市郎君) ただいまのお話のうち最初の点、先ほどの私の御説明、多少不手際な箇所がございすと思ひますが、相互銀行は、数は明確にたゞいま覚えておられませんのですが、資金量百億大以上ぐらひのものが、十数行が蔵入代理店とおつしやいました、蔵入代理店の点は、その通りで正しいのでございす、資金量大抵百億ぐらひの上の、かつ健全と認められるものにつきましては、当座取引があるのございす。これは十数行でございせん。もつとたくさんございす。それから信用金庫の方は一、一つの金庫が、これは蔵入代理店ではございせん、当座取引だけ、初めて一金融庫だけ認められたということになっております。その点、はつきり

させておきたいと思ひます。次にお示しのありました日銀の金融政策、まあ広い意味では、私も責任があるわけにございす、金融の仕組みの問題でございす、これは非常にむずかしい根本的な問題でございすので、私がここで、お話を申し上げますのは不適当かと思ひますが、私、中小金融課長として感じますことは、結局、金融の仕組みというものは、私どもの目から見ると、結局、大銀行あるいは地方銀行あるいは相互銀行、信用金庫というふうに分かれておるようでありすけれども、一連のつながりを持っています。それぞれ融資の対象をいたしております。相手方が大銀行でございしたならば比較的大企業が多い。相互銀行、信用金庫でございしたならば、中小企業と門閥でございす。それぞれ相手方の金庫機関そのものの内容、問題、これは、たゞいまちょっと御指摘のありましたように、何と申しますか、経営の効率から見まして、中小金融機関が、大銀行等に比しまして若干劣る点、これはやはり認めなければならぬと思ひます。しかしながら、お示しをしておりますが、しかしながら、むしろ融資の対象になりまるところの方に、より多くの問題があると思ひます。はつきり申し上げますと、リスクが多い。非常に何と申しますか、小口であるというふうな点から、おのずから相手にいたします融資対象が、大分趣きを異にしているわけにございす。

して資金が、これはまあいろいろな資金の放出の仕方があつたわけにございす、出て参りますと、これは、それぞれパイプを通しまして、中小金融の方にも潤つて参る、引き締めに向いますと、やはり引き締めを受けるということにございすので、現在の態勢から申しますと、直ちに日本銀行から中小企業金融に直接のパイプを通すということはいかぬかと思ひます。ございす、ともすれば、中小金融が引き締めをやる際には、しわよせと申しますか、影響を受けやすいというふうなことが、問々いわれるのでございす、これはやはり、しかし日本の経済の全体を通して、安定した基調において経済を成長させなければならぬという大きな命題から申しまして、やはり従来のような金融の仕組みというものは、やむを得なかつたのではないかと思ひます。その点まあ融資を受ける企業者側から申しますれば、不足感もあつた、資金の事情も、常にあります、しかしながら通貨価値を維持するといふ側から、施策をあずかる者といひましては、やはりここにむずかしい問題があつたと思ひます。お示しのような方向に、一挙にはなかなか参らぬのではないかと申すのです。しかしながら、そういうふうな日本の経済の基礎が、確立して参りますのに伴ひまして、だんだんと資金の需要というものが、供給というものに合せて申しますか、マッチした資金の供給をしようと申しますか、そういう方向に、だんだんと持っていくけるようになるのではないかと希望している次第でございす。

○中田吉雄君 日銀の今出している金、放出しているのは幾らですか。七千億くらい、もつと——幾らでしょう。○説明員(御代田市郎君) ただいまのところ資料を持っておりませんのでございす、大体、そのくらいになる場合もございす。これはしかし、そのときの事情によりまして非常に変わつております。

○中田吉雄君 直接に信用金庫や相互銀行に貸し付けられぬでも、市中銀行や地銀に出されれば、自然中小企業にも潤つてくる間接的な関連性はございす。

しかし、そういうふうにしますと、ますます強固な大銀行は有利になつて、私はそういう面でも、この相互銀行や信用金庫は、非常に地銀や市中銀行に比べて不利だと思ひます、その面からいっても。まあしかし、大蔵省の監督等もあり、信用金庫、相互銀行も、だんだん基礎も確立してきます、小口でリスクも多いというふうな点もありましようが、私はやはり、ともしば高利のを少しでも金利を引き下げる一助とし、そういう、まあ積極的にやはり中小企業向けの金融を中心とします信用金庫、相互銀行とも、日銀が取引されることをしてやられることが、私は重要なことかと思ひます。これが、これ一つ、通産大臣ぜひとも中小企業金融をいろいろな意味から強化する意味で、七千億も出ているのに、ほとんど中小企業を対象とするこの相互銀行と信用金庫に対して、取引がない。まあ相互銀行では、ただ百億以上という非常にかなりまあ基礎の強固なものが対象にされていっているという限度であるというふうな点から、一つこれ

して資金が、これはまあいろいろな資金の放出の仕方があつたわけにございす、出て参りますと、これは、それぞれパイプを通しまして、中小金融の方にも潤つて参る、引き締めに向いますと、やはり引き締めを受けるということにございすので、現在の態勢から申しますと、直ちに日本銀行から中小企業金融に直接のパイプを通すということはいかぬかと思ひます。ございす、ともすれば、中小金融が引き締めをやる際には、しわよせと申しますか、影響を受けやすいというふうなことが、問々いわれるのでございす、これはやはり、しかし日本の経済の全体を通して、安定した基調において経済を成長させなければならぬという大きな命題から申しまして、やはり従来のような金融の仕組みというものは、やむを得なかつたのではないかと思ひます。その点まあ融資を受ける企業者側から申しますれば、不足感もあつた、資金の事情も、常にあります、しかしながら通貨価値を維持するといふ側から、施策をあずかる者といひましては、やはりここにむずかしい問題があつたと思ひます。お示しのような方向に、一挙にはなかなか参らぬのではないかと申すのです。しかしながら、そういうふうな日本の経済の基礎が、確立して参りますのに伴ひまして、だんだんと資金の需要というものが、供給というものに合せて申しますか、マッチした資金の供給をしようと申しますか、そういう方向に、だんだんと持っていくけるようになるのではないかと希望している次第でございす。

かぬと思います。

しかし育成振興の政策につきましては、おのずからやはりいき方を異にしなければならぬのではないか。中小企業は御承知の通り非常に何といひますか、業態が千種万別であります。農業のように、形態としてはそう単純ではない、そういう点から考えまして、何もかにもこれを一つに引くくって、そうして基本法というようなものを考えることが、はたして適當であるかどうか、またさらに、そういうものを

作っても、実際の施行において非常な混雑を来すのではないかというふうに考えますので、これはおのずからいき方は別であると考えておりますが、しかし絶えずこういった問題については、われわれは反省をして研究をしなければならぬ、こう考えております。

それから、中小企業庁では足りない、これを、一つの省ぐらいに独立すべきではないかというお話でございしますが、これはどうも私は、あまり御同意しかねるのであります。といいますと、一応規模としては違っているけれども、しかし一体三百人未満がどうの、三百人以上がどうのという一線を計画することすら非常に無理がある、しかしその無理をまあえてしのいで、一応企業の規模というものを一線画して、今度には業種が共通である——ことに機械工業等においては、系列関係に大から小まで、ずっと入ってしまふというふうな関係がございまして、これを別の官庁にし、最高責任者を異なる人によって運営されるということになりますれば、そこに非常に不便が起こってくる、かえって中小企業の円満なる育成発達に支障を来すのではないかというふうに考えられるのでありまして、どうもせっかくの御提案でございまして、あまり賛成しかねるわけであります。

○中田吉雄君 まだありますけれども、ちょっと法案とあれしませんが、私はこれで……

○近藤信一君 今般、政府は、中小企業、中小工場団地の造成を促進するために、中小企業振興資金助成法改正案を提案されましたが、この改正案のね

らいというものは、いわゆる低開発地域に中小企業の工場団地を造成することについて、そうしてこの提案がなされたのか。それとも現在市街地にある工場を、市街地に密着しているからという点で、これを郊外の方に移して、中小工場の発展をはからなければならぬということ、その郊外に一定の土地を造成して、それに移転をさせる、こういうことに重点が置かれているのか。この点、どのように考えられておられるのか。その点を一つお聞かせ願いたいと思います。

○國務大臣(権名悦三郎君) 団地のねらいは、後者の方でございまして、中小企業が、このごみこみしたところに散在するといふような現状を放置しては、いかに設備近代化の助成をして、十分の効果が上がらない、いろいろなこの環境の制約を受けて、どうしても十分の効果を發揮することができないという状況にかんがみまして、まずその環境を整え、そうして共同施設が必要であれば共同施設もやる、あるいはまた中小企業の労働者の福利施設等が必要であれば、そこに施設を作ることでもできる、こういうふうなふうにして中小企業の体質改善というものを主眼にして考えたものであります。

しかし、もし、低開発地帯の開発というもので、一方においては政府の方針としてございまして、できるだけそれに寄与することができるといふような立場にありますが、そう無理をせぬでも、その近くにすぐ低開発地帯の候補地があつて開発がもう始まつているというふうな場合には、まあどのくらい離れているか知らぬが、多少の不便は現在忍んでも、将来開発地帯にそ

れが十分に育成されて、りっぱな産業の基礎地帯ができるということがわかつておれば、その方針に資するといふ意味においてやることは、これはもう、けっこうなことではございまして、が、この団地の政策は、中小企業それ自体の体質改善で、新しい地帯を開発するための同地政策ではございませ

○近藤信一君 この体質改善は、私よくわかつてはいるのですが、たとえば中小工場が町のまん中に密着している、町の発展上のために、これは何とかしなければならぬ、こういうふうな考えを持っておられるところもあるわけですが、そういうものにもこれが適用されるのかどうか、こういう点をお伺いしたい。

○政府委員(小山雄二君) そういうものに適用したいと思ひます。

○近藤信一君 単に新しく郊外に造成するということだけでなくして、町の中でも、そういう必要があるところに對しては、これを適用する、こういうことですね。

○政府委員(小山雄二君) そういうことではございまして、ただ、これを機会に中小企業の体質改善を根元からや行く場所が、またごみこみしたところへ行くといふようなこととじゃ困るわけございまして、ごみこみしたところにある——その町の中でも、あるいは市の中でも、市の端の方で、そういう趣旨に沿つた団地ができるような条件なら、そういうのは適用したいと思ひます。

○近藤信一君 提案の理由の中にも説明がありますが、中小企業工場団地の造成が、全国各地において高まっている、こう説明されているわけなんです。

現在各地方で、じゃ一体、どこにそういう高まりが高まっているのか。もし高まっているとすれば、どの地区とどの地区で、どれくらいの数が現在必要を生じておられるのか、この点いかがです。

○政府委員(小山雄二君) 私どもの手元まで県を通じて話のあります計画は、全部で四十六ございまして、場所的に申しますと、北は北海道から九州までずっとあるわけではございますが、その中には、相当具体的な計画が進んでおつて、県の援助、その他で、もう相当手をつけるところまでいっているものもあります。またテーブル・プランといふものが、概ね程度のものもございまして、全部で四十六ございまして、もししるしゅうございまして、全国的なあれがわかると思ひます。

○近藤信一君 その四十六方所あるといふことなんですが、四十六方所のうち産業別に、いわゆる業種別に見て、どういふ形態が一番多いのか。業種が多いのか。

○政府委員(小山雄二君) 業種としては、機械、金属関係が数が多いとございまして、機械、金属と申ししても精密工業、自動車部品と、そういうものを全部含めまして機械、金属という意味の機械、金属が非常に多いといふます。それから木工関係、あるいはプラスチックの関係、それから繊維の縫製品、それから地方産業的な意味で、紙、陶磁器、そういうものもございまして、一番多いのは機械、金属の関係でございまして。

○近藤信一君 まあ機械、金属、木工、プラスチック等とございしますが、たとえば紡績ですね、ガチャ万と言われるあの小さなもの、ああいうのが密集しておる地区が方々にあるわけなんですか。そういうところで、そういう集團化の計画が進んでいるところがありますか。

○政府委員(小山雄二君) トリコットとか、そういう特殊なものではございまして、染色製品というのは、繊維関係であります。紡績そのものの計画は、今ございせん。

○近藤信一君 何かそれ、参考になる資料があつたら、配付してもらつて……この今、表をもらつて、ちょっと見ますと、比較的従来工業地帯でなかつたところに、まあたくさん計画があるように、これ見るわけがあります。

そこで、私が最初に質問いたしましたように、低開発地域に重点を置いて、この計画というものが進められて私はいかなければならぬのじゃないかと思うのですが、この点いかがです。

○政府委員(小山雄二君) 先ほど、大臣申されましたように、直接のねらいは、中小企業者自身の体質改善、合理化、近代化の元からやつていくといふかまをやるというところでございまして、かねて低開発地域に、行き先が、そういう地域であるという場合ももちろんありまして、この団地について計画を承認して、これに対して資金の援助をし、それから法律の規定にもございまして、それから法律の規定にも適用を受ける場合の要件といたしまして、行き先を政令で規定することによ

たしておりますが、その場合、行き先として三つ考えておりました、一つは首都圏整備法に基づく首都圏の範囲内では、その首都圏整備法に言う市街地開発地域、一、向うで指定された地域に行くこと。それから首都圏以外のところでは、工場立地調査等に関する調査で工場適地と考えられているところに行くこと。それから第三番目には、今御説の低開発地域で、工業適地として指定されるところに行くというようなことに仕組みたいと考えておるのであります、もちろん低開発地域もその中に含まれますが、今具体的に問題になっております例では、結局、低開発地域の指定が、どういう工合になりますか、今のところわかりませんが、この表でも、低開発地域に含まれるものは、必ずしも多くないんじゃないかと、一応はこう考えています。向こうの指定の仕方によって、その関連は、具体的にきまってくるということになるかと思ひます。

○近藤信一君 今回の中小企業振興資金助成法の改正の中に新しく追加されます「事業協同組合」というのは、既存の協同組合を言うのであります。それとも団地へ移転するための目的で新しく結成された協同組合、それを言うのであるか、また、この資金の貸付を受けるために、新しく移転するために協同組合というものを結成して、この資金の借り入れをはかるのか、この点はどうなんですか。

○政府委員(小山雄二君) この事業協同組合等は、団地に行くもので作らせて、そこに行くもの、中小企業者は、全部組合または所屬員になるような仕

組みでやって参りたいと思うのです。従来あります協同組合、あるいは中小企業の集まりがあって、そこに協同組合があって、そこに属しておるものが全部行くという場合には、すなわち、その既存の協同組合でやってもいいですが、そうでない場合には、行く人だけの協同組合を作つてやつていく、こう考えております。

○近藤信一君 現在ある協同組合の中で一部、三分の一なり二分の一なり、これが移る場合、この場合は、新しくまたその一部によって、もう一つの組合を作る、こういうことになるわけですか。

○政府委員(小山雄二君) そういうことにしたいと思つております。

○近藤信一君 同じく第三項第一項第四号に「当該事業協同組合等の作成する工場等集約化計画に基づいて一の団地に集約して工場又は事業場を設置する場合において、当該計画の内容が政令で定める基準に該当し、」云々とありますが、この政令では、どのような内容をおきめになるおつもりでござい

○政府委員(小山雄二君) この政令で定めます基準は、およそ次のようなことをできるだけ可能な限り具体的に——まあ事柄の性質上、具体的に書けないようなこともございすけれども、規定したいと思ひます。

それは一つは、集約化する企業者、中小企業者の数があまり少なくて困る、団地と称される程度のものであるという数を示したいと思ひます。

それから二番目は、集約化する企業者が同一の業種または関連した業種で、その集約化していった場合に、仕事の

上で近代化をし、その後経営していくのに、相互共同で合理化の効果を上げていくというような意味で、同一業種の関連業種に属するという事業を行なうものであることについて規定したいと思ひます。

それから第三番目には、団地ごとに協同組合を作つて、そこに行く中小企業者は、全部協同組合に入るものであるということにしたいと思ひます。

四番目には、立地条件といひますか、行く先の条件を、先ほど申しました三つの首都圏と工場立地調査、低開発地域、それぞれの法律で定められた工場適地に行くという立地的な条件を関係の法令を引いていきまして規定したいと思ひます。

五番目には、集約化を機会に、集約化によって合理化効果を上げていくための何らかの共同施設を、その団地に適当な共同施設をやつてもらふ、あるいは生産に関する共同施設の場合もありましようし、従業者の宿舎等についての共同施設もありましよう、この団地に、組合に適当な共同施設をやつていく、共同化の効果を、この機会に上げていくということについて規定いたしたいと思ひます。

それから六番目には、団地内の配置といひますか、レイアウトの問題であります。道路の広さとか、あるいは建築物の面積と敷地のある程度の割合とか、それから工場や、共同施設や住宅や道路の配置の関係等につきましてレイアウトが適切だといふようなことについて規定しておる。

今申しましたような、六つの項目につきまして基準を定めておる、こういうことであります。

○近藤信一君 政令で定めるといふ理由を、今述べられたわけですが、これはまたあとから、別な問題といたしまして、工場団地の造成は、まずこれは土地を取得して、そうして建物の建設にかかる、こういう段取りになるわけですか。そういたしますと、これの完成までには、相当日限といふものが必ずやります。

そこで、この助成法に基きますと、貸付金の償還期間といふものが五年以内と、こうなつておるわけです。先ほど中田委員が言われておりましたように、農業倉庫を作つても、これは十年年という相当長い間の償還期間がある、こういうことです。同じように建物を作つて、そうして五年以内で、これを償還しなければならぬということになりますと、これは、農業関係と比較しますと、格段の差があるわけなんです。そういう点、この償還期間をもつと延長するといふような考え方は持つておられませんか。

○國務大臣(権名三郎君) 二、三年で大体建設が終わるものとしたしまして、それを含んで五年と、それで無利子でありますし、それからいろいろな税制上の恩恵もありますので、まあそれで一つやつてみたい、こう思つております。

○近藤信一君 これは、せっかくいい法案ができて、償還期間が短かいといふことになれば、特に中小企業では、資本の蓄積なんてことは、なかなかむずかしい。それをわずかの期間で償還しなければならぬといふと、これは実際借りたくても、なかなかこれを借りようという意欲は私は湧いてこないのじゃないかと思うが、この点いかがですか。

○政府委員(小山雄二君) 従来、機械が一年据え置き五年になつておりますが、今度は土地、建物でありますから、事柄の性質、対象の性質からいひましても、長い方がベターなわけでございます。——ベターといひますか、それにふさわしい土地や建物は、機械的にやらないといふというものが、常識的だと思ひますが、まあいろいろ、予算の過程において、交渉したわけですから、直接的には免税といふこととからめまして、いろいろ総合的に考えて、五年でがまんしてやつてくれ、建設は、大体われわれとしては三年間に建設する、あまりだらだらやられますと、仕事に差しつかえがあらまうので、三年間で建設をしたいと思ひます。

土地につきましては、要するに減税との見合いからいひますと、期間を延ばすことよりも、減税の方が、負担が楽になるといふ計算になりまして、交渉の結果、そういうことになったわけでありまう。そういうことで御了解願ひたいと思ひます。

○近藤信一君 それからもう一つは、初年度集約化のための工場地帯の整備費として、中小企業設備近代化資金から三億円と、こういうことになっておるわけなんです。初年度は一体この地点をどうするのだという計画性のあるものを、何かあなたの方でお考えになつていただけるのですか。わずか三億円で一体どれだけのことができるかと、こういうことになると思ひます。

○政府委員(小山雄二君) 実は、二十八億のうち三億円程度をこれに振り向

けるということに、予算的には了解が
ついておるのですが、三億円というの
は、これだけの仕事をやりますの
は、いかにも少ない金でありますこと
は、御指摘の通りであります。実は
この予算を要求しますときには、私
としては、試験的に、盛り上がつて
くる、そういう気運を応援するとい
うので、総合的な計画の実施です
から、なかなかむずかしい点もあ
るかと、試験的に幾つかやってみ
たいという腹づもりで、実は事務
的の経緯の内幕を申し上げますと、三億
金、事務的に概算要求したわけであ
ります。この場所数は五万所、三億
程度ということで要求いたしました。予
算折衝の過程で、党の方で、もっと多
くしようというようなお話もありま
したが、いろいろな経緯を経まして、初
めの三億ということに落ち着いたわけ
であります。

それで、具体的にこれで何カ所くら
い、どういう所という御質問ござい
ますが、今、現在は先ほど申しまし
た基準をきめつつある過程でござい
ます。これは部内の方のみならず、こ
ういふ関係者にお集まり願いまし
て、いろいろ基準の具体的な内容を検
討しておりますから、基準がきまりま
してから、いろいろできておりますも
ののうちから、基準に当てはまるもの
を取り上げていくことに相なるわけ
でございますので、具体的には、まだき
めておりませんが、大体予算の額から
いいますと、五カ所ないし十カ所程度
に落ち着くのではないかと、こう考
えております。

で、五カ所あるいは十カ所としま
すと、金額は非常に少なくなるわけ
です。

が、先ほども申しましたように、三年
計画くらいでやります。初年度は、主
として土地の代金、それから建物に
ちよつと手がつくというふうなことに
なりますので、三億くらいのものでこ
なしていけるだろうと考えておりま
す。

○近藤信一君 先ほど、四十六カ所く
らいのところが必要数と見ておるとい
うことで、今、金の面になってくると、
これはとても四十六カ所はできないか
ら、集まっていたらいい、いろいろと
相談して、五カ所ないし十カ所くら
い、こういうことなんです。私は、
少なくとも政府が責任をもって、こ
ういふ法案を出す場合に、やはり大き
く授けて、五カ所や六カ所を目標
に一つの立法をするなんて、これはお
よそナンセンスじゃないかと思うの
ですが、この点いかがですか。

○國務大臣(権名悦三郎君) 御指摘の
通りでございます。だんだんこれを一
つ拡大して参りたいと存じておりま
す。

○近藤信一君 そこで私は、この大臣
のお言葉ですが、大臣にちよつとお尋
ねしたい。やはり毎年中小企業のこと
は、通産省で歴代の通産大臣が、いろ
いろと中小企業の重点施策というこ
とを言われるけれども、なかなか重点
施策になってこない、金の面を見まし
ても、これはどうしても中小企業の方
には回ってこない。通産行政として
は、私はやはり何と云っても、中小企
業ということが重点でなくして、大企
業が重点的に考えられているというこ
としか私どもは考えないわけなんで
す。

あつては、なかなか発展性は私はない
と思うのだ。そこで中小企業に一つの
独立した何か構想というふうなもの
があれば、それは私、強力にできると思
うのですが、そういうことなんか大
臣、考えておりませんか。

○國務大臣(権名悦三郎君) よくそう
いうお話を最近伺うのであります。け
れども、中小企業と大企業との境界その
ものが非常に考えてみるとあまり明確
なやうで明確じゃない。今三百人まで
の労働者を使つておるものを、まあ一
般的には中小企業と、こういつており
ますけれども、これは業種、業態によ
りまして三百人が五百人でも、やはり
中小企業の実質を備えておるものもあ
るし、百人、二百人でも、もうすでに
大企業たる性格を持つておるものもあ
る。こういうことで、それ自身が非常
に不明確であります。かりに五十歩を
譲つて、それが明確だといつたしまし
ても、大企業と中小企業との関係とい
うものは、これはもう系列関係その他
いろいろな面において非常なそこに内容
上密接不可分の関係を持つておるもの
でありますから、これを別な違った行
政官庁が管理するといふようなことに
なると、非常に混乱を来たすので
はないか。やはり今のような形態が一
番よろしいと云う考えております。

○近藤信一君 中小企業は、今大臣も
言われましたように、大企業の系列下
にいるのことが多いことは、これは事実な
んです。それと同時に、中小企業者とい
うものは、大体一國一城のあるじ
だ、自分は経営者だ、こういう考え方
を持つておる業者が私は多いと思うの
です。

かつてやろうというときに、はたして
共同して事業がうまくいくかどうか、
同じところへ皆集めた場合にです
ね、そういう点が私はこの運営上で、
なかなか困難な事象というものが出
くるのじゃないかと思うのですが、こ
ういふ点はいかがですか。

○政府委員(小山雄二君) この今計画
を立てて問題になっております団地の
計画を見ましても、大体既存の工場が
分散配置といひますか、木工屋は木工
場でもって集まつてゐる。機械、金属
工業は機械、金属工業で集まつてい
る、鋳物屋は鋳物屋で集まつてい
る、製鉄は製鉄で、そこら辺に集ま
ておるといふ種類のものが多いのであ
ります。そもそも中小企業といふもの
は、そういう形の配置といひますか、
分散配置になっておる形のものが多
いわけでありまして、それがまとま
つて、全部あるいは大部分が、いろい
ろな意味から新天地に進出して、それ
を機会に根づから近代化をはかつてい
こうという、それから広く言えば、も
う生活をも含めた身ぐるみの共同化を
していこうといふもくろみなわけであ
ります。

共同化につきましては今御指摘のよ
うに中小企業者一人々々がお山の大将
みたいなことで、従来の協同組合の共
同事業も何か必要があつたときはやる
けれども、必要が何か情勢が変わる
と、すぐ足なみがそろわなくなつたり
という例が確かに多うございします。協
同組合の共同事業が成功している、非
常にうまくいっておるとは、正直申し
て申せませんが、大体共同施設——施
設的なものを中心として、要するに共
同の組合の活動面の根拠があるもの、

共同施設を中心として運営するもの
は、大体においてうまくいっている
と思ひます。共同販売とか抽象的な共同
事業は、なかなかうまくいかない例が
多いのですが、施設等を中心とした共
同事業は相當うまくいっているのが大
部分でございます。

従つて、今回は団地の造成を機会
に、そういう意味の共同事業を大いに
奨励していくということによりまし
て、それをしてこにして共同事業が大
円滑にいくのじゃあるまいか、またぜ
ひいかせたいと、こう考えておりま
す。

○榊原夫君 ちよつと関連して大臣に
お尋ねいたしますが、今の中小企業の
工場集団化を促進するための助成のこ
とについてですが、政府の中小企業対
策——育成する、助成するといふのは、
なかなかかけ声はいいのですけれど
も、さて中身を拜見いたしますと、こ
れも、たつた三億しか金がついていな
い、これはないよりはいいのですが、
そこで、ちよつとお尋ねをいたしま
すが、助成の対象になるものについて
であります、いただいた資料を見ま
すと、たとえば縫製品の集団工場——
大阪で十三万坪という、これは一つで
ありますが、こういう場合に、従来の
問屋業者が——たとえば既成服の問屋
業者が、こういう計画でもって助成を
受けたといふて申し出た場合と、そ
うではなくて、実際に縫製をしてい
る人たちが協同組合等を作って、そ
うして工場の集団化をやりたいとい
つて助成を申し出た場合、対象は政府
のお考えとしては、いずれになります
か。

共同施設を中心として運営するもの
は、大体においてうまくいっている
と思ひます。共同販売とか抽象的な共同
事業は、なかなかうまくいかない例が
多いのですが、施設等を中心とした共
同事業は相當うまくいっているのが大
部分でございます。

従つて、今回は団地の造成を機会
に、そういう意味の共同事業を大いに
奨励していくということによりまし
て、それをしてこにして共同事業が大
円滑にいくのじゃあるまいか、またぜ
ひいかせたいと、こう考えておりま
す。

○榊原夫君 ちよつと関連して大臣に
お尋ねいたしますが、今の中小企業の
工場集団化を促進するための助成のこ
とについてですが、政府の中小企業対
策——育成する、助成するといふのは、
なかなかかけ声はいいのですけれど
も、さて中身を拜見いたしますと、こ
れも、たつた三億しか金がついていな
い、これはないよりはいいのですが、
そこで、ちよつとお尋ねをいたしま
すが、助成の対象になるものについて
であります、いただいた資料を見ま
すと、たとえば縫製品の集団工場——
大阪で十三万坪という、これは一つで
ありますが、こういう場合に、従来の
問屋業者が——たとえば既成服の問屋
業者が、こういう計画でもって助成を
受けたといふて申し出た場合と、そ
うではなくて、実際に縫製をしてい
る人たちが協同組合等を作って、そ
うして工場の集団化をやりたいとい
つて助成を申し出た場合、対象は政府
のお考えとしては、いずれになります
か。

○国務大臣(権名悦三郎君) それはもう当然、工業家の方を認めることになりま

○橋本友夫 そうでしようね、私もそうでなければならぬと思っています。

そこでこれに関連して、いま一つお尋ねしたいのは、最近八幡製鉄が福岡県の行橋に資金を投じて別会社を作る、ボルト、ナットあるいはリベットの生産工場を計画していると聞きます。その計画によりまると、現在全国で二千軒程度の中小ボルト、ナット業者の仕事が、大半そういう八幡の大きな計画によって脅かされることになる、それを政府としては、行政指導によって現に中小企業で生産工場を営んでいるものが大きな脅威を受けるような新しい生産をするために乗り出すというようなことに対して、中小企業者保護の見地から政府として、何らかの、そういうことまでやるべきでないか、という程度の行政指導を行なうことによつて、中小企業の立場を擁護すべきではないかと思いますが、大臣の御方針を承りたい。

○国務大臣(権名悦三郎君) どうも、そういう事実は、今ここで私は突然伺うのですが、信じられませんがね、もし、至急調べまして、そういうふうなことがありますれば、これは指導いたしたいと思ひます。御趣旨の通り、中小企業に非常な圧迫を与えるというふうなものであれば、これは適当に指導しなければならぬと思つております。

○委員(長(細木亨弘君) ちょっと速記をとめて。

○委員(長(細木亨弘君) 速記を始め

【速記中止】

○委員(長(細木亨弘君) 速記を始め

○委員(長(細木亨弘君) 速記を始め

第九部 商工委員会会議録第十一号

○近藤信一君 私は、今度の土地造成による集約化ということ、長官の言われることでは、だいたい要望もあると、こう言つておられるけれども、これが土地造成して、個人々々に、こへ体質改善のために移転させたい、というところであれば、これは希望者は、私はたくさんあると思うのです。ところが集約化して、そうして協同組合を作つて移らなければならぬ、こういうことになりまると、これは同業者ばかりで、なかなか喜んで行くということが少ないのじゃないかと思ひます。この点あなたの見通しはいかがですか。

○政府委員(小山雄二君) まあとてもちよつと考えますと、そういう面も、中小企業者の性質上あるわけでございますが、今回のこのに出でおります例等における、当該中小企業者の熱意といひますか要望が、非常に強うござい

これはその原因は、従来の場所、いろいろやつて参ります場合に、いろいろ設備合理化その他の仕事を援助してやつておりますが、そこまでするまでも、日常の業務で、近所からやかましくとか、それからトラックが入らぬとか、つかえるとか、そういう日常の、つまらないといひますか、普通の業務でも、やりくりがもうつかなく

なつてゐる。この際、新天地を開拓して、そつちに引越して、皆でうまくやろうじゃないかという気分が非常に強うございします。そういうやむにやまれぬ、追い立てられるような関係もございしますし、一方合理化に対する、たとえば輸出なら輸出方面からの、向こ

うの需要者の方面からの、あるいは下請関係等に親企業からの、合理化要請というものが、非常に強いわけであり

ますので、そういうことも含めて、この際、そういうところに踏み切らなければいかぬ、こういう気運が両方の面から非常に強い。

そうして、先ほど申しましたような形でいきますならば、共同してやつていくという面についても、十分期待が持て、効果もあげられるのじゃないかと考えております。

○近藤信一君 私は、その団地計画で一番喜ぶのは、中小企業でなくして、大企業だと思ひます。それはなぜかと申しますと、大企業の系列下には、やはり中小企業が多い。その中小企業は、大企業から言わせれば、非常に点在しておれば不便である。今度の団地計画によつて、この愛知県の自動車部品の豊田市と、こう出ておりますけれども、この一つを見ても、いわゆる大きな工場のその系列下の中小企業を一方所に集めて、そうして便利をよくし、さらにいろいろなことになつてくれれば、これはむしろ中小企業より大企業の、親工場の方が喜ぶと思ひます。

○政府委員(小山雄二君) この例に上がつております中では、たとえば雑貨とか繊維関係、木工あたりもそうですし、機械、金属等も、大部分は特定の系列関係にないもの、機械工業等は、下請が多いのですけれども、下請も特

定の下請系列に入らないものが相当――まあ大部分であります。今御指摘の豊田自動車部品について、豊田に団地を求める計画はございしますが、これは実は、豊田には豊田系の四社――自動車を始めとして四社ばかりあつて、それそれ下請組合ができておりますが、ここにあります団地の案件は、再下請であります。直接の下請ではございせん。仰せの通り、こういうことによりまして、再下請にいたしましたも、その系列関係で、上の方が、親の方が便利を得るといひますかという面はあろうかと思ひますが、それよりも、まずもつて、当該中小企業者の体質改善の根本的なかまをまず作り、それによつて、当該中小企業者が非常に合理化、近代化ができるということ

が、あくまで第一のねらいでありまして、間接的には、親工場の方も便益を得るといふことはあろうかと思ひますが、直接には、中小企業者自身のことを考えているわけでありま

○近藤信一君 先ほど長官言つておられましたように、この償還期間五年だと、税法上も、これは考えていると、こつ言われまされたのですが、税法上で、具体的にどんな利益があるか、あなたの方で詳細について、どういふ点をどうするのだといふことがあれば、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(小山雄二君) 法律にございしますが、たとえば団地計画は通商産業大臣が承認いたしましたので、それから、それに関連する事項について証明をするという手続をいたしまして、そういう手続が整つたものについては、租税特別措置法で定めるところによつて減税をしていくと、こういうことに

相なつております。

それで、この法律と並行して租税特別措置法の中で、この関係条文が出てくるわけですが、それで、その減税の内容でございしますが、このもの土地を売りまして、団地内の新しい土地を手に入れる場合が多いと思ひます。その場合に、普通ですと、もとの土地を売りまして場合に、その譲渡代金から取得価格とか経費を引いたものには、かえ地を新しく買おうが買まいが、税金がかかるわけでありま

す。これが相当、もとの土地の地代の値上がりその他に關係がございまして、いわゆる簿価と比較にならない値段になつてゐるわけでありま

すから、これにかかると税金といひますと、ばかにならぬわけでありま

す。今回の措置では、大体、法人税、所得税その他、いろいろの場合で違ひま

すので、複雑でございしますが、簡単にまとめていひますと、大体売つた代金よりも高い値段で団地内の土地を取得した場合には問題がない。安い値段で団地内の土地を取得した場合には、その差額だけに税金がかかるということでありまして、本来いへば、全部かかるのを、買いかへただけは引いてくれる。その差額だけにかけるといふことで、税金関係は、まあ非常にさつぱらんなことを言ひますと、貸付金の補助といひますが、貸付分の利子が無利息になる利得よりも、税金が減免される利得の方がずっと多いというふうなことになるうかと思ひます。

○近藤信一君 中小企業は、おおむね工場の用地の中に住宅を持つてゐるわけですね。作業場と住居と離れたとこ

ろに、でんとかまえているところは少ないと思います。その場合に、今度の場合に、工場を建てて今度は移転する、そのときに従来通りのように住宅をその用地の中へ作るうとする場合、この場合はどうなるのですか。これは入るのか入らないのか、この点は。

○政府委員(小山雄二君) この無利子の貸付金をやる対象からは、この個人用の住宅は——工場、事業場、倉庫、その他の付帯設備、それから従業者の共同住宅などは入れますが、個人用の住宅は除くつもりでおります。個人用の住宅は、団地に移転した場合にどういうことになるかという予想ですが、ある団地につきましては別に、まあたとえばこの例にありますが船橋の例であります。船橋の地先の埋立地にいくわけですが、そのときには、場所的にはあまり離れていないで、もとのところを一部住居にして通うというような計画もあるようであります。しかし多くの場合は、ある程度離れておるから、そこに住居を作らんといかぬと思います。その形も、別に住居を合同で作る場合もありましょうし、われわれとしては、いろいろ専門家の意見を聞きますと、やはり別にした方がいいということもしきりに言われるのであります。それが、それぞれの組合の都合もありましょうから、それぞれ工場と一緒に住居を作る場合もあろうかと思ひますが、いずれにいたしまして、補助の無利子貸付の金からは、その分だけは引いていくということにしたいと思ひます。ただ減税の面につきましては、住宅用の土地につきましては、従来から租税措置法で減税規定がありまして、もとの住宅を、普通

の個人の住宅でもいいですが、やはり買いかえる場合にはさつき申しましたような減税措置をとっております。住宅用の土地については、そういう措置でございまして、住宅そのものの付は遠慮してもらおうということにしたいと思ひます。

○近藤信一君 私は、そういうことで住宅の部分は、これは除外されるということになる、かえって困難な結果が生まれてくるのじゃないかと思ひます。従来通りおれば、何も金がかからぬ、いわゆる今度集団化のために土地造成されて、それから移転する、そうすると、余分な金を使わなければならないという、結果的には、そうなるのです。そうすると、やはり私は、あまり好む人が多く出ないというふうに予想するのですが、どうですか。

○政府委員(小山雄二君) 結局、全部の引越してありますから、個々の企業としては相当なことであるし、相当の金も、まとまって要るわけでありまして、従って税制面から、あるいは資金面からいろいろ応援をしようということでありまして、何と申しまして、まずもって自分の元手が要るわけでありまして、今御指摘のような傾向に陥りやすいように、実はわれわれも、初めはそういう心配もいたしたのであります。が、実は本件は、われわれの方がむしろ地元の要望に押されて、これはもう、ぜひやらざるばなるまいという決心をしたような状況でありまして、従つて、今仰せられますようなことは、いろいろ中小企業の実情を見て、ここは団地を作つていった方がいろいろな面

と、そういうことかと思ひますが、ある程度、そういう気分が固まつて計画にまでもつてきていてゐるものは、これは十分実行力がある、実行し得る効果を上げ得ると、こう確信をしてゐる次第でございまして。

○近藤信一君 私は、長官の実際の腹の中は、この法案ができるならば、本来ならばその住宅の面も見ざるべきだ、こう思つておられると私は思ひますが、残念ながら金がないから、それができない、こう考へておられるのじゃないかと私は思ひます。

そこで、やはり私は結果的には、一つの助成法という法律ができて、中小企業のためにこうなるのだ、こういうことが言われてゐるけれども、実際の運用面になつて、はたしてほんとうに、その実現というものが急速にするかどうか、そういうことになる、いろいろと今までの質疑の中から考えましても、なかなか困難じゃないかと思ひます。そこでやはり私は、こういうことは中小企業が自主性を、もつと大胆に、実際に計画したらどんなとできる、こういうふうな方向に進まなければ、私はいつまでたつても、この中小企業問題は、日本の現状においては解決しないと思ひます。日本の産業構造からいつても、中小企業は大部分を占めておる、こういう現状の中で、私は中小企業庁というものは、毎年いろいろと考へられるけれども、考へられるその半分まで進まない、それが私は現状じゃないかと思ひます。

そこで大臣に私は要望として、将来そういう方向へ指導すべきじゃないか、こういうふうには私は考へるのですが、この点一つ大臣よく考へて、毎年々々同じことを繰り返して中小企業の振興云々ということが言われるということではなくして、どんな解決が実際にできる方向へ私は考へてもらいたい、かように要望しまして、私は質問を終わります。

○委員長(鈴木幸弘君) 他に御質疑はございませんか。——他に御発言がなければ、四案の質疑は終局したものと認めます。

これより四案を一括して討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○近藤信一君 私は、日本社会党を代表して、ただいまの四法案に賛成する者であります。中小企業信用保険法の一部を改正する法律案については、付帯決議を付することにいたしましたのであります。まずその案文を朗読いたします。

(案) 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、中小企業の近代化を促進するため財政投融資を大幅に増加するとともに、中小企業に対する民間の設備近代化融資を円滑にするため現行制度に再検討を加え、要すれば新しい信用保険を創設するよう速かに措置すべきである。

中小企業にとつては、現在最も必要なことは、中小企業が近代化して体質を改善し、競争力を強化することがあります。四法案とも大なり小なり、これに寄与するであろうと存じ賛成する

のであります。中小企業が近代化するには資金を要する。ところが、この資金というものが、なかなか中小企業には行きたがらないのであります。これを補うためには、政府の財政投融資が必要ですが、それが所得倍増計画と対照してみても、現状ははなはだ貧弱であります。これを大幅に増額することを主張したのであります。

もし中小企業が、中小企業の必要とする資金を全部財政投融資でまかなうようになればよいが、おそらくそこまで拡張できないでしょう。そうすれば、中小企業としては、やはり民間の資金を集めなければならぬ。その民間融資を円滑にするためのものが、信用保険であります。

ところが、この信用保険について、今回の改正では、融資保険を廃止して、包括保証保険一本でいくことにしているが、この融資保険の廃止だけでは、不十分だと思ひます。融資保険が従来道選扱になつて、銀行などが不良貸付だけを保険するという弊害が伴つておりましたから、これを廃止するのが当然であるとしても、そのために数百万円くらいのやや大きな資金を借りようとする者にとつて、信用補完の方法がないというおそれもあります。信用保証協会は、元来零細企業の信用補完のため設立されるものであり、そこに大きな使命があり功績があります。これが、やや大口な金融をおもに保証することは困難であり、もしまた信用保証が大口化するようになると弊害も生ずるのであります。そこに新しい保険で、この欠陥を補ひたいということが一つ。

次に、現在の信用保険制度は、ただ

金融一般を円滑にすることを目的とし
て、先にも申しました通り中小
企業の体質を改善し、競争力を強化す
るため、中小企業の近代化、ことに設
備近代化が必要なので、この方法を推
進するために、中小企業信用保険を活
用したいというのが、その理由であり
ます。

この二つが、主たる目的であります
が、いずれにせよ民間資金は中小企業
に行きたがらないので、保険に対し
て、民間融資が円滑になるよう検討を
加えていただきたいのであります。
以上が、決議案の趣旨であります。
委員各位の御賛成をお願いする次第で
あります。

○川上治君 私は、自由民主党を代
表いたしまして、ただいま近藤委員の
提案の付帯決議案に對しましては、ま
ことにものともなごだと思ひますの
で賛成いたします。

○委員長(鈴木幸三君) 他に御発言も
なければ、討論は終局したものと認
め、これより採決に入ります。

中小企業金融公庫法の一部を改正す
る法律案、中小企業信用保険公庫法の
一部を改正する法律案、中小企業信用
保険法の一部を改正する法律案、中小
企業振興資金助成法の一部を改正する
法律案、以上四案全部を問題といたし
ます。

四案に賛成の方は、挙手を願いま
す。

(賛成者挙手)

○委員長(鈴木幸三君) 全会一致と認
めます。よって四案は、いずれも全会
一致をもって原案通り可決すべきもの
と決定いたしました。
次に、討論中に述べられました近藤

委員提出の中小企業信用保険法の一部
を改正する法律案に對する付帯決議案
について採決いたします。
本付帯決議案に、賛成の方は挙手を
願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(鈴木幸三君) 全会一致と認
めます。よって本付帯決議案は、全会
一致をもって、本委員会の決議とする
ことに決定いたしました。

なお、議長に提出する報告書の作成
等につきましては、慣例により、これを
委員長に御一任願ひたいと存じます。
ただいまの決議に對し、推名通商産
業大臣から発言を求められましたの
で、これを許します。

○國務大臣(推名三郎君) ただいま
御決定になりました中小企業信用保険
法の一部を改正する法律案に對する付
帯決議の件につきましては、十分御趣
旨を尊重いたしまして、その線に沿っ
て実現をはかるべく、今後考究したいと
考へます。

○委員長(鈴木幸三君) 次に、機械工
業振興臨時措置法の一部を改正する法
律案を議題とし、事務当局より補足説
明を聴取いたします。

○政府委員(佐橋滋君) 機械工業振興
臨時措置法の一部を改正する法律案の
要旨を御説明申し上げます。

ただいまお手元に法律案の要旨をお
配りいたしましたので、この資料によ
りまして、御説明を申し上げますと思
ひます。

機械工業は御承知のように最近非常
に大きく伸びて参りましたが、現段階
において大いに考えなくちゃならない
問題があるわけでありまして、これは大

体二つの点から考えたいと思ひます
が、第一の点は、御承知のように政府
において所得増進計画が示されている
わけでありまして、機械工業は、この
所得増進計画において非常に大きなウ
ェイトを課せられているのでありま
す。

この点について資料にはありません
が、簡単に御説明を申し上げますと、
機械工業は、昭和三十年から現在の三
十六年までに、大体四・五倍の成長を
示しまして、三十五年度は生産額にお
きまして、大体三兆九千九百億圓に達
したのであります。現在そういう発展
を示しました機械工業を、さらに今後
十年間に、約四倍半に伸ばしていくと
いうのが、所得増進計画に示されてい
るのであります。

この場合、現在輸出の面から言いま
しても、三十五年度約十億ドルの輸出
をいたしておりますが、十年後におき
ましては、総輸出九十億ドルのうち
四十五億ドルは機械関係が輸出をしな
ければならないというふうに考えられ
ていられるわけでありまして、

これらの点につきまして、現在、
大体機械工業に従事するのは、百八十
五万人であります。十年後には約五
百万人の雇用者になる、こういうふう
になつていられるわけでありまして、

それと、いま一つの点は、貿易の自
由化の点であります。貿易の自由化
は、御承知のように、ここ二、三年の
後には、どうしても完全自由化に踏み
切るようにならざるを得ないのが、現
在われわれが予測しております情勢で
あります。この貿易の自由化によつ
て一番影響を受けるのは、私たちが機
械工業ではないか、こういうふうにか

えております。
と申しますのは、貿易自由化の理論
は、御承知のように先進国の、言つて
見れば有利な理論でありまして、欧米
先進国が、日本に對して自由化を求め
ておりますのは、機械の日本に對する
輸出を重点に考えておられるわけであ
ります。こういう状況に對処しまして、自
由化——機械工業の自由化に對処する
方法といひますのは、関税は御承知の
ように機械関係は、ほとんど全部ガッ
トの譲許品目になつておられて、こ
れが非常に低い線に固定されておられ
まして、関税定率法でこれをいじるわけ
には参らないといひます。かりに改
正を加へまして、関係国に對して
は、對抗できないといひのが実情であ
ります。そこで、機械工業を外国——先進
国の輸入に對処して、国内の市場を確
保すると同時に、所得増進計画で示さ
れておりますような飛躍的な輸出の増
進をはかるには、どうしても機械工
業自身の体質を改善する以外には方法
がないわけでありまして、

そこで、現在までに機械工業振興臨
時措置法を五カ年間実施して参りまし
て、非常に著しい、合理化についての
顯著な効果を上げて参つたわけであ
りますが、現行法は、この本年の六月に
期限が切れることになつておりますの
で、この機会に、今言ひましたような
目的に合うように現行の機械工業振興
法を拡充整備いたしまして、さらに五
年間の延長をお願いするように国会に
提案をいたしたわけでありまして、
で、その内容を申し上げますと、現
在の機械工業振興法では、特定機械の
製造業の合理化に限つておりますの
を、その品目を拡大いたしたい。と申

しますのは、製造業以外に加工業をも
追加をしたい、こういうふうにか
えておられるわけでありまして、現在予定して
おりますのは、熱処理業を予定して
おります。熱処理業と申しますのは、機械
に使用します素材の焼入れ、焼き戻し、
か、あるいは焼き入れ、焼き戻し、
表面処理といったようなことを行ないま
す加工業であります。こういったもの
は、機械の基本的な素材の向上に資
するものでありますので、本改正法案
におきましては、製造業以外に加工業
をも追加したい、こういうふうにか
えておられるわけでありまして、

第二番目は、現在の法律によりまし
と、合理化基本計画を政府が作るこ
となつておりますが、この名称を改め
まして、振興基本計画というふうにか
を改めると同時に、その政府が作成し
なければならぬ基本計画の内容
を、さらに充実したわけでありまして、
その内容と申しますのは、現在の項目
輸出の目標とか、あるいは適正生産
規模、生産品種の専門化に関する事項
等を追加したわけでありまして、従来の
法律が合理化だけをねらつておられ
たのに比へまして、今度の法律は、改
正法案は自由化等に對処し、あるいは
所得増進計画にも對処するために、振
興面を付け加へようとするものであり
ます。

第三番目の改正点は、共同行為の内
容の追加であります。現在の法律にも
指示カルテルを結ばせることができる
規定になつておりますが、その内容
に、新たに生産または加工の共同施設
の利用にかかわる共同行為、たとえば
共同で部品会社を作り、その部品を共
通に使用する取りきめ等ができますよ

うに指示カルテルの内容を一項目追加することにしたのであります。

第四番目は、規格統一に関する措置でありまして、共同行為、指示カルテルによって、大部分の共同行為、特にまあ規格だけについてでございますが、製品の部品の規格統一に関しまして、指示カルテルで大部分のものが共同行為を実施しておるけれども、一部分のアウトサイダーのために、その実施が効果を上げないと、あるいはその機械工業の合理化に著しい支障を来すというような場合には、規格の統一を制限するという措置を省令で講じ得るようになすことを追加いたしました点であります。

第五番目は、事業の共同化の促進に對します課税の特例であります。機械工業の合理化を促進することになります合併あるいは事業の共同化または工場用地の買いかえ等に対しまして、主務大臣が承認を与えました場合には、所要の減税措置が講じ得るという規定を入れた点であります。

次は、期間を五カ年間延長するという点であります。

以上の六つが、本法案の主たる改正内容であります。

○委員長(細木亨弘君) ちよつと速記をやめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(細木亨弘君) 速記をつけ

て。 本案の質疑は、次回に譲り、本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十六分散会

三月二十八日本委員会に左の案件を付

託された。
一、機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案(予備審査のため)
の付託は三月一日)